



2020年2月7日

各 位

会社名 青山商事株式会社
代表者名 代表取締役社長
兼執行役員社長 青山 理
兼営業本部長
(コード番号 8219 東証第一部)
問合せ先 取 締 役
兼常務執行役員 山根康一
総合企画部長
(TEL 084-920-0050)

株式給付信託 (J-ESOP) への追加拋出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。) に対して、金銭を追加拋出することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の概要につきましては、別紙【本制度の概要】をご参照ください。

記

1. 追加拋出の理由

当社は、本制度の継続にあたり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するための資金として、本信託に金銭を追加拋出 (以下「追加信託」といいます。) することといたしました。

2. 追加信託の概要

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 追加信託日 | : 2020年2月25日 (予定) |
| (2) 追加信託金額 | : 220,000,000円 (注) |
| (3) 取得する株式の種類 | : 当社普通株式 |
| (4) 株式の取得期間 | : 2020年2月25日から2020年3月31日まで (予定) |
| (5) 株式の取得方法 | : 取引所市場より取得 |

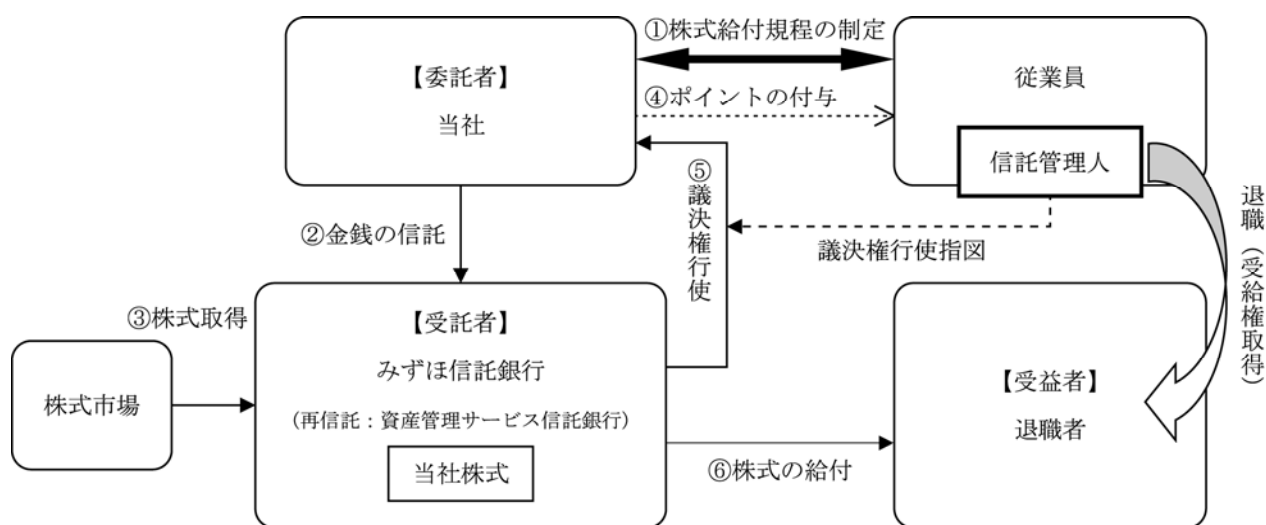
(注) 本信託は、追加信託金額 (220,000,000円) 及び信託財産に属する金銭 (118,000,000円) の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

【本制度の概要】

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に、当該従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し資格等に応じてポイントを付与し、累積したポイントに相当する当社株式を従業員の退職時に給付します。退職者に給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め株式市場から取得し、信託財産として分別管理するものとします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定しております。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め株式市場から取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下、「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、退職時に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

以上